# 岩出市いじめ防止基本方針

平成26年7月

岩出市教育委員会

# 目 次

	ページ
はじめに	
第1章 いじめとは	
(1) 定義	1
(2) いじめの理解と四層構造	1
(3) いじめの態様と対応のあり方	1
(4)いじめを克服・根絶する「5ケ条」	2
第2章 いじめ未然防止のために	
(1) 開かれた学校づくり	2
(2) 早期発見、常に高い感度・アンテナを	3
(3)人権教育・道徳教育の推進、体験活動の充実	4
(4) 学級づくり、特別活動	5
(5)授業づくりの工夫・改善	5
(6)教育相談体制の強化・充実	5
(7)教職員の姿勢	6
第3章 いじめの対応	
(1) いじめの提起・認知⇒早期対応	7
(2) 具体的な対応	8
(3) 学校への支援体制の充実(関係機関等との連携)	1 0
(4) 重大事態への対処	1 1
第4章 こころのケア	
(1) 心理的ストレスの解消	1 3
(2) 聞き取り、共感、励まし	1 3
(3) ストレス障害対応	1 3
(4) 心理士、福祉関係等の専門家のアドバイス	1 4
第5章 教育委員会としての任務	
(1) 岩出市学校教育指導方針の周知徹底	1 4
(2) 開かれた学校づくりの推進	1 4
(3) いじめ未然防止のための取組支援	1 4
(4) いじめ対応への支援	1 4
(5)教職員の資質の向上	1 4
(6) 重大事態への対処	1 5
(7) こころのケア	1 5
(8)関係機関・団体との情報交換・連携	1 5
(9) 第三者委員会の設置	1 5
(10) 点検・評価・見直し	1 5
(11) 国や県の情報・資料の提供、指導・指示の伝達	1 5
(12) 岩出市のビジョンの具現化	1 5
第6章 その他いじめ防止等の対策に関する参考資料	
(1) 関係機関・相談窓口	1 6
(2) いじめに関わる参考文献・資料等	1 7
(3) 重大事態対応フロー図	1 9
(4) いじめ防止対策推進法 (概要)	2 0
(5)年間計画の策定	2 1
(6) 「いじめ問題への取組について」のチェックポイン	F 2 2
(7)いじめの態様と刑罰法規及び事例	2 3
(8) 岩田市教育委員会「いじめ問題対応マニュアル(図式	1) 1 2 5

## はじめに

いじめは、人間の尊厳、人格に関わる重大な問題であり、断じて許されない行為です。岩出市教育委員会では、これまでも、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があるとの認識のもと、平成24年に「いじめ防止マニュアル」を策定し、学校や関係機関と連携しながら未然防止、早期発見、早期対応など様々ないじめ防止対策に取り組んできました。

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月公布)の 規定に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」(同年10 月策定)及び「和歌山県いじめ防止基本方針」(平成26年3月策定) の内容を踏まえ、これまで本市教育委員会が示してきた事項を改めて確 認、徹底するとともに、教育委員会・学校内での組織的な対応や家庭・ 地域・関係機関との連携など一層の取組の強化を図るため、いじめ防止 等のための対策の基本的な方針として策定しました。

市内の各小中学校においては、各校が独自に作成した「いじめ防止対策基本方針」と本基本方針及び和歌山県教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」「いじめ問題対応ハンドブック」等を併せて活用することで、教職員が共通理解を図り、いじめ防止、いじめ根絶に向けた取組が総合的かつ効果的に推進されることを願っています。

岩出市教育委員会では、本基本方針に基づき、学校関係者はもとより市民全体でいじめ問題の克服に取り組んで参ります。

平成26年7月

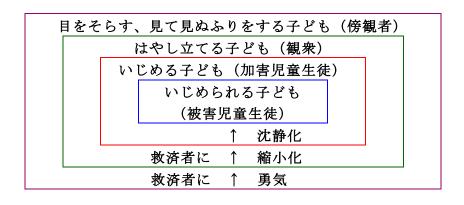
岩出市教育委員会

## 第1章 いじめとは

- (1) 定義:「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
  - 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
  - 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。 <いじめ防止対策推進法 総則第2条>

#### (2) いじめの理解と四層構造

いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆(はやしたてたり、おもしろがったりして見ている)」「傍観者(見て見ぬふりをする)」を含めた「いじめの四層構造」がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめの防止に向けて、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」をつくらないことをめざし、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。

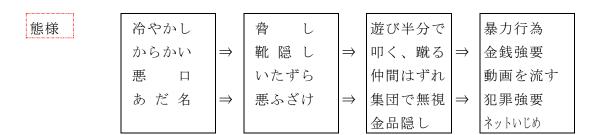


#### \*観衆・傍観者もいじめを助長・深刻化させる存在でもある。

集団づくりや人権教育(命や人権を学ぶ)等の高まりの中で傍観者 や観衆が「救済者」となれば、観衆の縮小化、加害者による諸攻撃の 沈静化につながっていく。

#### (3) いじめの態様と対応のあり方

いじめは、初期の段階では遊びや悪ふざけと区別がつきにくい場合があり、 いじめの把握が遅れた場合は、その態様がしだいに深刻化し解決がさらに難し くなる。教職員が感度を高め、早期発見・早期対応することが重要である。



\*些細な態様でも、心身の苦痛を感じてショックを受け、心が折れたり、 悩んだりする児童生徒が存在することを忘れないこと

対応の \*被害児童生徒の \*言葉遣いや気に \*児童相談所や警 あり方 なる行為の指導 保護と心のケア 察との連携  $\Rightarrow$ \*加害児童生徒へ \*加害児童生徒の (目撃すれば、先ずそ の事実調査、指導 別室指導 等 の場で指摘・指導) \*観衆・傍観者・ \*事実関係の調査は → (状況により,中・長期的な指導) 徹底的に実施 全体への指導等 (懲戒・出席停止も検討)

#### (4) いじめ問題を克服・根絶する「5ケ条」

- 1 「いじめはどの学校でも、どの子でも起こり得るものである。」との認識を持つこと
- 2 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である。」という一 貫した強い姿勢を貫くこと
- 3 小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止め、 迅速に対応すること
- 4 いじめられている子どもの立場に立ち、初期から組織的に取り組むこと
- 5 日頃から子ども・保護者・地域との信頼関係の構築に努めること

## 第2章 いじめ未然防止のために

いじめは、一部の児童生徒だけでなく、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題である。いじめの未然防止のためには、「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為」との理解を学校はもとより岩出市民全体が認識を広め、家庭・地域が一体となって取組を推進・啓発する必要がある。

特に学校では、「いじめをしない」「いじめを許さない」学校づくり、集団づくりのなかで、「居場所づくり」「絆づくり」に努めることが重要である。

#### (1) 開かれた学校づくり

①こんな学校っていいな・・・

## 『学校改革こそが、いじめ克服の道』

保護者、地域に開かれた風通しのよい学校

生命と人権を宝のように大切にする学校

厳しさと温かさのある安心・安全な学校

「笑顔」 と 「あいさつ」いっぱいの学校

正義の風が吹き、文化の香りがする学校

『学びに一生懸命!』の学校

#### ②情報の共有と組織的な対応

いつでもどこでも子どもの話を、そして共有を!

盤石な意思統一のもと、それぞれの教職員がいろいろな 分野・ 領域での人権認識を有した取り組みを!

「報、連、相」体制の徹底と共有化された柔軟な対応

「いじめ・人権認識」を高めるための研修を!

「いじめ防止対策委員会」等の日常的な活動(情報交換・共有等)

#### ③家庭・PTA・関係機関等との定期的な情報交換

保護者・家庭との連携

PTA総会等の活用

学校評議員制度との連携

地域コミュニテイの活用

青少年関係機関との連携 地域ボランテイアの活用

#### (2) 早期発見、常に高い感度・アンテナを!

児童・生徒との気軽な対話の重視 つぶやき・ささやきを大切にする

児童生徒を丸ごとつかむ (捉える)

S 〇 S のサインを見逃さない

継続的な「悩み調査」「いじめアンケート」

機会あるごとの感想や班ノート等の活用

## (3) 人権教育・道徳教育の推進、体験活動の充実

①積極的な人権に関わる取組

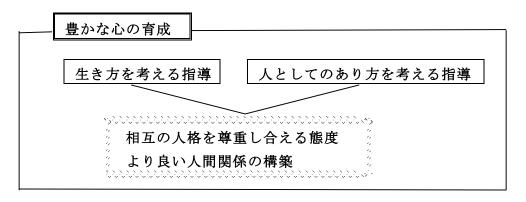
・Stop the 3「い」の取組を推進する
い じめ い たずら い やがらせ

- 生命と人権の大切さをあらゆる分野・領域で指導する
- ・ 「いじめは絶対に許されない」との認識のもとに人権侵害という 認識をもっての諸取組を実施する
- ・ 警察やネットパトロール等との連携を重視する
- ・ 生命と人権に関わる啓発(保護者対象)を推進する

## ②感動する道徳教材の活用を

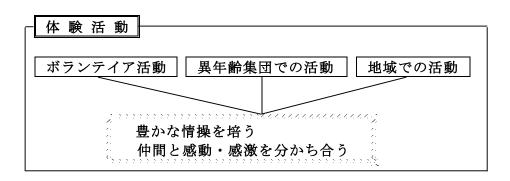
道徳教育は、学校教育の要として全ての教育活動を通じて行うものであり、道徳教育を中心とした思いやりや親切にする心など豊かな心の育成は、いじめを許さない気運の醸成には必要不可欠である。

中でも、教材の充実をはじめとして「道徳の時間」を充実することは、 道徳的実践力を培ううえで極めて重要となる。



#### ③体験活動の充実

特別活動等の中で、「道徳の時間」等で培った道徳的実践力を「道徳的実践」につなげ、実践を通して感じたこと・考えたことがさらに道徳的実践力の高まりにつながるよう、体験活動を充実することが大切である。



#### (4) 学級づくり、特別活動

#### \*人間関係・信頼関係づくりの構築

学級目標の設定 壁新聞づくり

班ノートや通信の活用 レクリエーションの導入 学級会(話し合い等) グループによる学びの推進

目記 個人ノート 等

#### \*自己肯定感、自尊感情の高揚とコミュニケーション能力の育成

自分らしさを育てる

褒めること、認めること、任せること 諸活動を通じた他者との伝え合いや共感

グループ討議や発表する機会の設定

赤ペン先生 (子どもの作品等に赤ペンによるプラスの評価を!)

#### \*児童会・生徒会の活性化

「いじめは許さない」決意表明やスローガンの募集 「いじめを考える日」の設定 集会や専門委員会の活発化 児童生徒による風通しのよい学校・地域づくりへの参画等

#### (5)授業づくりの工夫・改善

わかりやすい授業は、一人一人を大切にすることに繋がる。また、温かな雰囲気の学級づくりは日々の授業を通して実現するものである。

#### 授業規律の徹底

- インパクトのある導入やめあて
- ・授業での約束ごと
- ・チャイムと同時に授業開始 等

#### 授業の展開

・めあてや授業の流れの提示→個 で考える時間の保障→振り返り

## 教材研究や授業研究の充実と 指導方法・形態の工夫改善

- · ICT活用 · 視聴覚教材
- ・ペア学習 ・グループ学習 等

## 組織的・系統的な研究協議の 積み上げ

・研究授業計画 ・ワークショップ 等の積極的な活用と積み上げ

#### (6) 教育相談体制の強化・充実

- ・ 担任による朝の会での様子観察や面談 (顔色、表情、態度など)
- ・ 児童生徒への関わり方のノウハウの研修と教職員への提起 (心理的事実の傾聴・共感、支援のあり方など)
- 自殺やリストカットなど最悪の事態に備えた研修と啓発

- ・ 各学年等による「気になる子」についての交流
- ・ 教育相談部等におけるケース会議
- いじめ防止対策委員会の充実 (管理職、養護教諭、関係教諭および心理士、福祉等の専門家等)
- スクールカウンセラー(SC),スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用

#### (7) 教職員の姿勢

- ① 温かいハート
  - ・ 常に笑顔を忘れない
  - ・ 児童生徒と向き合うこと、寄り添うことを大切に!
  - ・ 子どもへの愛情に満ちあふれた視点を忘れない
  - ・ 仲間づくりを意識した多彩な取り組みを

#### ② 「困った子」でなく「困っている子」

- 子どもの生育歴を捉える<アセスメントの重要性>
- ・ 学校外や家庭内の生活や活動の背景を知る
- ・ できるだけ多くの情報をキャッチする(友人、保護者、地域の人)
- 自尊感情、自己有用感を育てる

#### ③ 児童生徒との対話の機会と共有を

- 面接週間
- 子どもの「つぶやき」「ささやき」を大切にする
- ・ 常に語りかけの機会を意識しておこなう
- 子どもをまるごと捉える努力を忘れない

#### ④ 家庭との積極的な連携

- 遅刻、早退、欠席連絡の徹底
- 日常的で気軽な家庭連絡や訪問
- ・ 保護者とのより深い信頼関係の構築

#### ⑤ 地域や関係機関・団体との積極的な連携

- 児童生徒に関する情報の共有
- ・ 諸行事等の共催での取組
- 普段からの信頼関係の構築

#### ⑥ 日々の研究・研修と共有化

- 「いじめ」や「人権」に関する研修の推進
- ・ いつでもどこでも子どもの話の交流を(共有化)
- ・ 養護教諭、SCやSSWとの連携・ケース会議の開催

## 第3章 いじめの対応

学校は、いじめが提起されたり認知した場合は、迅速に誠意を持って対応することでよりスムーズな解決につながる。そのためには、直ちに被害児童生徒の安全を確保し、適切な対応を組織的に行うことが重要である。

また、いじめが疑われる場合は速やかに教育委員会に報告するとともに、状況によりいじめの態様に応じて関係機関等との連携を適切に行う必要がある。

#### (1) いじめの提起・認知⇒早期対応

#### ①24 時間以内の対応<誠意とスピード>

- \*先ず、児童生徒の訴えや保護者の声を謙虚に・真摯に聴き取る。
- \*初期対応をよりスムーズに推進するために、管理職、生徒指導主事、 教育相談主任、学年主任、養護教諭等に速やかに報告する。

#### ②安全確保

- \*児童生徒に継続的な被害が及ばないように最大限の配慮を行う
- \*学校ぐるみで対応。

#### ③事実関係の徹底調査

- \*事実調査は複数の教師があたる。必ず綿密な記録をする (甘いツメは、問題拡大をもたらす)
- \*被害児童生徒、保護者、加害児童生徒、周囲の児童・生徒等 (必要であれば、アンケート調査を実施する。)

#### ④校内いじめ防止対策委員会の開催

【指導・対応の中核としての役割】

- \*点検と検証、相談や通報の窓口の確認
- \*事実関係の調査や情報の収集・記録・共有
- \* 速やかな方向や方針の決定・再確認と意思統一
- \*指導、支援の体制づくり
- \*各任務分担(管理職、養護教諭、生徒指導部、担任、学年会等)
- \*教育委員会や関係機関等への報告・連絡・相談 等

#### ⑤即、行動

- \*児童生徒、保護者に対しての指導・支援・助言(必ず記録は残す)
- \*早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報等を被害・加害 児童生徒の保護者に対して提供する。(情報提供)

#### ⑥いじめ問題対応『さ・し・す・せ・そ』

『さ』: 最悪の事態を想定して

『し』: 慎重に『す』: 素早く

『せ』: 誠意をもって

『そ』: 組織的に対応する

#### (2) 具体的な対応

- ①方針・方向をもとに、更なる事実関係の徹底調査と事実関係の整合性
  - \*「報・連・相」がスムースな連携や解決に向けての取組の基本。
  - \*必ず「共有」「記録」を意識する。

#### ②児童生徒対応

#### \*被害児童生徒

- \* 「徹底して守り抜く」という学校・教職員の姿勢の表明
- \* 被害児童生徒及びその保護者を最優先する姿勢の堅持
- \* 児童生徒に寄り添いながら事実関係の調査〈訊くは要注意〉 (ほめながら、認めながら、そのことの繋がりを築きながら)
- \* いじめの実態や動機、背景を探る(時、場所、回数も含む) (原因については過度に言及しないこと---問題の複雑化防止)
- \* 心のケア
- \* スクールカウンセラー(SC)の活用
- \* 担任、いじめ対策委員会による支援(会話、面談)
- \* 登下校や休憩時間の安全保障

#### \*加害児童生徒

- \* 事実関係の徹底調査
- \* 事実関係の整合性(すり合わせ)
- \* いじめの態様に応じた指導・支援
- \* いじめは絶対に許されない行為であることを表明
- \* 状況に応じての措置、懲戒
- \* 今後の生活に対する指導および援助
- \* 被害児童生徒の立場に立って内省させる
- \* 自分の行為の責任の取り方を考えさせる (謝罪や反省、決意表明の指導<被害児童生徒、学級全体>)

#### \*周辺の児童生徒

いじめの周りにいる子(はやし立てた児童生徒)<観衆>目をそらす子(見て見ぬふりの児童生徒)<傍観者>

- <観衆や傍観者が、いじめを助長、深刻化させる存在という認識を もち、彼らを救済者に変えるための指導や援助が大切>
  - \* 事実関係の確認
  - \* 事実関係の整合性(すり合わせ)
  - \* 烏合の衆となった事への指導(観衆の意識改革)
  - \* 目をそらす子への働きかけ(いじめの根本的解決に不可欠)

#### \*学級全体

- \* いじめは許されない人権侵害・犯罪である事を認識させる
- \* 事実関係の確認と報告(必要に応じてアンケート調査)
- \* 目撃などをした場合の「通報する勇気」を教え込む
- \* クラスの人間関係の構築
- \* 今後の学級づくりのあり方についての話し合いなど
- \* 仲間づくり (学習集団づくり) を意識した授業の工夫改善

#### ③保護者対応

#### \*頻繁な家庭連絡

- \* 児童生徒の学校生活の様子やいじめ調査や指導の途中経過 などをこまめに家庭連絡をする
- ●不安⇒不満⇒不信⇒クレーマーから
- ◎ 不安⇒安心⇒信頼⇒学校協力者へ
- \* 問題発生時には、スピードある家庭訪問
- \* 誠意のある対応(基本はその日のうちに)
- \* 複数で訪問し、必ず記録する (時には許可を得る必要あり)
- \* 難問には、「中途半端な対応」は危険。必ず持ち帰ること

#### \*被害児童生徒の保護者への対応

- \* 保護者が知り得た情報の聴取を真摯に聴きとる
- \* 調査結果の報告と今後の指導の方向・方針の説明
- \* 「徹底して守り抜く」という学校・教職員の姿勢の表明
- \* 毎日の指導の経過と今後の指導についての報告
- \* 児童生徒を守るための具体的な安心・安全な方策の提示
- ◎ 被害児童生徒の不登校、転校問題、ストレス【急性ストレ障 害(ASD)/心的外傷性ストレス障害(PTSD)】等も想定しておく

#### \*加害児童生徒の保護者への対応

- \* 連携して子どもを成長させる観点での共感的対応が必要
- \* 事実関係の報告とその罪の大きさの説明
- \* 加害児童生徒への指導支援の報告
- \* 被害児童生徒・保護者への対応について考えさせる
- \* 今後の家庭の協力を得るための指導と支援・助言
- \* 加害児童生徒の出席停止、警察署への相談も考慮しておく

#### ④インターネット上の書き込み等への対応

- \* ネットパトロール等で発見されたインターネット上の不適切な書き 込みについては、市教育委員会を通じて当該生徒が在籍する学校に連 絡し、迅速に対応できるよう体制を整備する。
- \* 各校で発見または提起された不適切な書き込みについては、迅速かつ慎重に対応するとともに、市教育委員会に報告する。
- \* 尚、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請 を依頼する前に教育委員会や警察に通報・相談する。
  - \*書き込み内容を確認し、情報の保存を行う
  - <掲示板等のアドレスを記録しておく>

<加害(被害)児童生徒の携帯電話やパソコンに残された記録は、 指導終了までできるだけ残すか、コピー(写真)を取っておく。> <内容を保護者に見せ、確認後は保護者立ち会いの下に削除する>

\*掲示板等の事業者または管理者に削除依頼を行う

<削除する必要のある書き込みについては、運営会社や管理者等の 連絡先を確認し、削除依頼のための手続きを行う>

#### (3) 学校への支援体制の充実(関係機関等との連携)

#### ①市教育委員会

- 早急にいじめの概要と指導方法の報告を受ける
- ・ 学校の体制づくりや対応を支援する
- ・ 事故報告書・中間報告書(初回〜継続〜最終報告)を受けての諸 相談・助言・支援体制の構築
- ・ 状況に応じ、加害児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席 停止を命じることができる。(学校教育法第35条-1・49条)

#### ②和歌山県子ども・女性・障害者・相談センター (児童相談所)

- ・ 学校からの相談、状況に応じ学校長より通告
- ・ 保護者からの相談
- ・ 地域からの通告
- ・ 警察署からの通告

#### ③岩出市青少年センター

- ・ 重大または深刻ないじめについての情報の共有
- ・ 被害児童生徒や保護者への支援とケア
- 加害児童生徒や保護者への指導と支援
- ・ 観衆・傍観者への指導についての助言と支援

#### ④岩出警察署

- ・ きのくに学校警察連絡制度による相談や連携
- ・ 特に、犯罪行為と認められる場合は、教育的な配慮や被害児童生 徒や保護者等の意向を配慮しつつ、相談や適切な援助をする
- ネットパトロールとの連携
- ・ 状況に応じて、パトロール等の実施

#### ⑤PTAや保護者・地域との連携その他

- ・ いじめ問題についての情報提供や啓発を行い、当事者意識をもって、家庭での様子をしっかりと観察してもらう
- ・ いじめ問題の態様によって保護者会等を持ち、情報交換や意見交 換の機会を設ける
- ・ 学校評議員や地域の「見守り隊」の皆さんと連携しながら必要に 応じて情報を交流・共有する
- ・ 必要に応じ、第三者委員会委員として招へいする

#### ⑥その他

- ・ 学校サポートチーム(県教育委員会)の活用
- 状況により第三者委員会の開催要請
- ・ スクールサポーター等の活用(県警派遣、県教委派遣等)
- ・ いじめ等に関する相談窓口の活用
- ・ 状況により、学校間の連携
- 外部機関による出張授業の活用

#### (4) 重大事態への対処

① 重大事態の判断

#### 【重大事態とは】(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に 重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席 することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようなケース が想定される。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を負った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- ◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。
- ◆重大事態と判断した場合は、文部科学省で定めている「重大事態対応

#### ② 学校及び教育委員会による調査等

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会をとおして、市長に事態発生について報告する。
- ・ 学校は、市教育委員会との連携のもと、重大事態に対処し、及び当該 重大事態と同種の事態の発生を防ぐため、当該重大事態に係る事実関係 を明確にするための調査にあたる。
- ・ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童生 徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- ・ 被害児童生徒からの事情聴取が不可能な場合は、その保護者の要望や 意見を十分に聴取し、迅速な対応をする。今後の調査の方向等について は当該保護者と協議の上、関係児童生徒や教職員に対して調査等を行 う。
- 調査により明らかになった事実関係について、プライバシーの保護に 十分配慮するなど、適時・適切な方法で被害児童生徒及びその保護者に 対して情報を提供する。
- ・ 市教育委員会は、調査の結果を市長に報告する。

#### ③ 市長による再調査等

- 市長は、必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、報告結果について再調査を行うことができる。
- ・ 再調査の結果については、被害児童生徒及びその保護者に対し、他の 児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮するなど適切な方法により情報を提供する。
- ・ 市長は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又 は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を行うこと ができる。
- ・ 市長は、上記再調査や措置を行ったときは、個人のプライバシーの保護に十分配慮するなど適切な方法により調査結果及び措置内容等を議会に報告することができる。

## 第4章 こころのケア

いじめの態様には、暴力を伴うものや伴わないもの、インターネット上の不適切な書き込み等、さまざまであるが、「態様の軽重にかかわらず児童生徒が心理的物理的なショックを受け、心身に苦痛を感じている状況から脱出するためには、ストレスの解消やこころのケアが不可欠である。」との認識をもって継続的、中長期的に自尊感情や自己肯定感を取り戻す取組が必要である。

#### (1) 心理的ストレスの解消

- ・ 安心・安全でホッとできる学校・学級づくり(安心・安全の確保)
- ・ 風通しのよい学校づくり (学年、学級、 保健室、相談室 等)
- ・ 学校行事やレクリエーションの取組の推進
- ・ 多彩な関係の友達をできるだけ多くつくる
- ・ 学級(学年や部活)内のこころの通う人間関係の構築
- ・ 心が落ちつく家庭環境や家族の会話が響く家庭の団欒
- ・ 多様な体験から自信を持たせ、自尊感情や自己肯定感を高める。
- 本人のストレスの許容限度をあげる。
- ・ 愛と癒やしを与える機会をつくる。 (理解者、小動物等)

#### (2) 聞き取り、共感、励まし

- 心理的事実の傾聴と共感
- 養護教諭や SC・SSW の活用
- ・ 担任を中心とした児童生徒に向き合う姿勢(含 面談)
- ・ 『心を癒やすこと』を含めた教職員による声かけや見守り

#### (3) ストレス障害対応

①急性ストレス障害 (ASD) <4週間以内で自然治癒するもの>

②心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 対応

<4週間以上続く---精神的治療を要する>

- \*広い視野と柔軟性のある認知の獲得
- \*過去の衝撃的な経験も自分の一部として受け入れ、乗り越える
- \*友人や家族、親しい人の精神的支援の重要性

#### <具体的な対処として>

- ・認知療法的なアプローチ(外傷体験の整理)
- ・家族、友人の精神的サポート(支持的な話しかけや思いやりの態度)
- ・心身共に安心して生活できるような学校・家庭の環境づくり
- ・外部の危険から守られているという実感を与える。
- ・その他、法的サポート、社会的サポート、経済的サポート等

#### (4) 心理士、福祉関係等の専門家のアドバイス

- スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)や 児童相談所等の活用
- ・ 直接の相談や講演依頼
- ・ ケース会議への参加依頼
- ・ 第三者調査委員会メンバーとしての依頼

## 第5章 教育委員会としての任務

いじめ問題と関わって、教育委員会としての任務を12項目に整理し、各学校を中心に各関係機関・団体等との連携を深めながら、積極的な支援体制の充実を図る。

#### (1) 岩出市学校教育指導方針の周知徹底

岩出市学校教育指導方針に則り、教育指導方針、本年度の重点目標について、各学校の取組を点検・検証しつつ、その推進のために適切な支援体制を構築する。

#### (2) 開かれた学校づくりの推進

児童生徒の明るい笑顔やあいさつが飛び交い、生命や人権が大切にされ、 優しさや思いやりのムードが感じられ、彼らが安心して過ごせ、保護者や地域の方々が信頼を寄せて学校教育に参画できる風通しのよい学校づくりが、 「いじめ問題克服の原点」という認識をもち開かれた学校づくりを推進する。

#### (3) いじめ未然防止のための取組支援

各学校のいじめ未然防止のための諸取組を前向きに評価するとともに、積極的な支援を行う。そのために組織マネジメントの充実を軸としながら、人権・道徳教育、自主活動、学力・授業力の向上、教育相談等の教育諸活動の積極的な推進を促す。

#### (4) いじめ対応への支援

学校からのいじめ発生の報告やいじめアンケート調査結果等について、各学校とともに常に分析し、個々の対応について必要に応じ詳細な報告を受け、取組状況を調査・検証し状況に応じ適切な相談・助言・支援を行う。

また、特にいじめ問題に関して定期的に校長へのヒアリング等を実施し、 取組や問題点・課題等について聴取し、指導助言を行うとともに取組の更な る充実や再発防止策等に活用する。

県ネットパトロール等で発見されたインターネット上への不適切な書き込みについて、当該児童生徒が在籍する学校に速やかに連絡・対応できるよう体制を整備する。

#### (5) 教職員の資質の向上

日常的に教職員としてのあり方・姿勢を指導するとともに、①相互の「報告・連絡・相談と共有」 ②チーム対応 ③家庭・地域との連携等の重要性を訴えながら、いじめ問題(含 人権・道徳教育)等の研修を積極的に企画・推進する。

#### (6) 重大事態への対処

各校長からの報告を受け、速やかな指導や助言を積極的に行うとともに、 その対応や解決のために全力で支援体制を構築する。

また、状況に応じて市長に対して事実関係、方針方向、対応や今後の動向 等について報告する。

#### (7) こころのケア

当該児童生徒および保護者への①安心安全の確保 ②ストレス解消 ③こころのケア等のための諸取組について各学校を積極的に支援し、必要に応じてスクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)をはじめ、福祉・医療関係等の専門家を派遣する。

#### (8) 関係機関・団体との情報交換、連携

いじめ防止等に関する諸機関・団体との連携を密にし相互に情報交換を実施しながら学校への支援体制の充実を図るとともに、実効ある対策等について検討する。

#### (9) 第三者委員会の設置

状況により第三者委員会を開催し、①児童生徒の実態把握 ②いじめに事 実関係 ③児童生徒対応 ④保護者対応 ⑤教職員の動向等についての分析 結果をもとに、課題、改善策、教訓等について協議し、対策や防止について 進言する。

#### (10) 点検・評価・見直し

学校への点検・評価については、「いじめはどの学校でも起こりうる」との 観点で臨み、いじめの発生件数の多少等でなく、いじめの実態把握や早期発 見・早期対応が具体的にどう行われているか等を点検・評価し、その結果を 踏まえての改善策に取り組めるような指導・支援を行う。

また、「いじめ防止基本方針」の見直しについては、市教育委員会の基本方針はもとより、各学校においても、児童生徒の実態や岩出市のいじめ防止等の実情等に加えて、上記の点検・評価をも踏まえて、適時・適切に見直しを検討する。

#### (11) 国や県の情報・資料の提供、指導・指示の伝達

文部科学省や県教育委員会のいじめ等に関する最新の情報・資料を速やかに学校に提供するとともに、重大事態及び緊急事態等での教訓などから判断した指導内容や指示も迅速に学校に伝達(講習)し、各校のいじめ防止対応に活用できるようにする。

#### (12) 岩出市のビジョンの具現化

岩出市民憲章、岩出市次世代育成支援行動計画(後期計画)、いじめ防止 対応に関する諸施策等をより効果的に推進するための具体的な対応を実施す る。

## 第6章 その他いじめ防止等の対策に関する参考資料

## (1) 関係機関・相談窓口

相談窓口等	電 話 番 号	メール 等
知事へのメール (県庁)	073-441-2020 (FAX)	https://www.pref.wakayama.lg.jp/secure/teigen/teigen.html
教育庁POST(県教育委員会)	073-432-4517 (FAX)	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/50 0100/koumoku3/kyouikupost.html e5001001@pref.wakayama.lg.jp
若者総合相談窓口With You	073-428-0874	(FAX) 073-428-0880
ヤングテレホン・いじめ110番	073-425-7867	e8205001@pref.wakayama.lg.jp
ネット安全パトロールWeb相談	月・火・木・金13時~17時	sodan@wakayama-c.ed.jp
和歌山児童家庭支援センター	073-460-8044	月~金 9:00~17:00
いじめ相談専用窓口 (県教育委員会 学びの丘)	073-422-9961	月~金 13:00~17:00
県教育センター学びの丘	073-422-7000和市	学びの丘内 0739-23-1988 田辺市
県子ども・女性・障害者相談センター	073-445-5312	月~金 9:45~17:00
子どもと家庭のテレフォン110	073-447-1152	月〜金 9:00〜20:00子ども・女性・障害者相談センター内
和歌山いのちの電話	073-424-5000	フリーダイヤル (毎月10日のみ) 0120-738-556
岩出警察署少年課	0736-63-0110	
岩出市青少年センター	0736-61-7007	
紀北教育支援事務所 (那賀分室-那賀振興局内)	0736-61-0080	月~金 9:00~17:00 (FAX) 0736-61-0081
岩出市教育委員会	0736-62-2141	(FAX) 0736-62-4590

#### (2) いじめに関わる参考文献・資料等 \_\_<詳しくはインターネット等でお調べください>

#### <参考文献>

· 「生徒指導提要」 文部科学省 平成 22 年 3 月

文部科学省 国立教育政策研究所

・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」

文部科学省 平成 21 年 3 月

・「いじめ問題に関する取り組み事例集」

「いじめを早期発見し、適切に対応できる体制づくり」

平成 19 年 2 月

・「生徒指導リーフ」シリーズ

文部科学省 国立教育政策研究所 平成 24 年

「いじめ問題対応マニュアル」

和歌山県教育庁学校教育局学校指導課 平成 24 年 11 月

「いじめ問題対応ハンドブック」

和歌山県教育庁学校教育局学校指導課 平成 25 年 3 月

・「和歌山県いじめ防止基本方針」

和歌山県教育庁学校教育局学校指導課 平成 26 年 3 月

#### <参考資料>

\*いじめの問題への取組の徹底について

(平成18年10月19日付け18文科初第711号)

\*問題行動を起こす児童生徒に対する指導について

(平成19年2月5日付け18文科初第1019号)

\*いじめの実態把握及びいじめ問題への取組の徹底について

(平成22年11月9日付け22文科初第1173号)

\*「いじめ、学校安全等に関する総合的な取り組み方針」等について

(平成24年9月5日付け24文科初第637号)

- \*犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について (平成24年11月2日付け24文科初第813号)
- \*「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校 の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について

(平成24年11月27日付け24文科初第936号)

\*いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について

(平成25年1月24日付け24文科初第1074号)

\*学校と警察との相互連絡制度に関する協定書の一層の強化について

(平成25年2月13日付け少第44号和歌山県警)

\*学校と警察との相互連絡制度に関する協定書

(平成17年3月3日付け 和歌山県教育委員会、和歌山県警察本部)

(3) 重大事態対応フロー図(文部科学省)

資料として19ページに掲載

(4) 「いじめ防止対策推進法」概要

資料として 20 ページに掲載

(5) 年間計画の策定(学校いじめ防止基本方針策定Q&A-国立教育政策研究所) 資料として 21 ページに掲載

(6) 「いじめ問題への取組について」のチェックポイント 資料として 22 ページに掲載

(7) いじめの態様と刑罰法規及び事例

資料として 23・24 ページに掲載

(8) 岩出市教育委員会『いじめ問題対応マニュアル』

資料として 25 ページに掲載

#### 岩出市立小・中学校

岩出小学校	0736-62-2528	(FAX) 0736-63-3891
山崎小学校	0736-62-2879	(FAX) 0736-63-3892
山崎北小学校	0736-62-0376	(FAX) 0736-63-3893
根来小学校	0736-62-2651	(FAX) 0736-62-3894
上岩出小学校	0736-62-4490	(FAX) 0736-63-3895
中央小学校	0736-62-0500	(FAX) 0736-69-0048
岩出中学校	0736-62-3223	(FAX) 0736-62-3224
岩出第二中学校	0736-62-8851	(FAX) 0736-62-8852

(3)

## 学校用

## 重大事態対応フロー図

#### いじめの疑いに関する情報

○第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有 ○いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

#### 重大事態の発生

#### ○学校の設置者に重大事態の発生を報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して 欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

#### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は 特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう 努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実確認を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでは なく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- 隊 たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- |※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ●調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護 者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ●調査結果を踏まえた必要な措置

#### 学校の設置者が調査主体の場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

#### いじめ防止対策推進法 (概要)

## 一 総則

(4)

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等 当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与え る行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となっ た児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。) 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

#### 二 いじめの防止基本方針

1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、 警察その他の関係者により構成される<u>いじめ問題対策連絡協議会</u>を置くことができること。

#### 三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①<u>道徳教育等の充実</u>、②<u>早期発見のための措置</u>、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、<u>複数の教職員、心理、福祉等</u> の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①<u>いじめの事実確認、②いじめを受けた</u> 児童生徒又はその保護者に対する支援、③<u>いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保</u> 護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの であると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

#### 四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、<u>重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため</u>、速やかに、適切な方法により<u>事実関係を明確にするための調査を行う</u>ものとすること。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。
- 3 地方公共団体の長等(※)に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等に よる1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。 ※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

#### 五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

(5)

#### 年間計画の策定

「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A(国立教育政策研究所)(P19)

以下の内容は、<u>実際に中核となる、いじめの防止等の対策のために設置された「組織」で決めていきます。</u>管理職の他に、少なくとも、教務主任、生徒指導主事、学年主任が含まれていたほうが、議論や決定はスムーズでしょう。前述の事前準備の段階で収集した資料に基づき、以下の1)~4)の内容を決めていきます。

1)年間の取組についての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定

PDCAサイクルで取組を行う関係から、<u>どの時期で検証を行うか</u>を決めます。それに応じて、「取組評価アンケート」の実施と集計時期、取組の検証を行うための会議の開催時期、校内研修の開催時期などが決まってくるからです。

- ※3学期制の場合には、各学期を単位とするのが自然です。2学期制の場合にも、やはり学期を 単位とするのが自然のようにも思われますが、長期休業を節目とする3学期制に準じたほう が時間を確保しやすいかも知れません。学校段階や学校の実情に応じて考えましょう。
- 2)「取組評価アンケート」、「組織」の会議、校内研修会等の実施時期の決定

取組内容等の検証のための調査の実施時期、その結果に基づく「組織」の会議の開催時期、それ を踏まえた校内研修会等の時期、について決定します。

- ※例えば、3学期制の場合、「取組評価アンケート」を7月(第1回)、12月(第2回)、3月(第3回)をめどに実施します。期末テストの日程等と組み合わせても構いません。集計は長期休業に入った直後に行い、その作業を持って「組織」の会議を開催することになるでしょう。その後、職員会議なり校内研修会等ですべての教職員に「組織」での話し合いの結果を伝えていきます。
- ※年度当初には、教職員の異動等も考えられますから、新たなメンバーによる第1回目の「組織」の会議を開催する必要があるでしょう。その後は、少なくとも上記の長期休業ごとに開催する必要があります。場合によっては、進捗状況を確認する目的で、主要な取組が終わった後の開催や、隔月での開催なども考えられます。
- 3) 未然防止の取組の実施時期の決定

児童生徒の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や達成目標を踏まえた未然防止の取組を、 すべての学年がPDCAサイクルの期間内に少なくとも1回は行うように年間計画を組みます。

- ※学級単位で独自に追加の取組を行うことを妨げるわけではありませんが、学年共通、全校共通の取組に代えて各学級の取組を行うことは避けましょう。学級担任任せの(=学級担任の力量や熱意に大きく依存した)取組ではなく、体系的・組織的な取組を学校全体で進めていくことが重要だからです。
- 4) 個別面談や教育相談の実施時期の決定

<u>児童生徒全員が学級担任等と話をする時期を設定</u>しておきましょう。三者面談等の時期も勘案しながら、大きく間が空いてしまうことのないようにします。

(6)

## 「いじめ問題への取組について」のチェックポイント

(いじめ問題への取組の徹底について 平成18年10月19日付け 18文科初第711号)

#### 〈趣 旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものです。

「いじめ」の定義を踏まえて、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

〈チェックポイント〉A $\phi$ できている B $\phi$ 概ねできている C $\phi$ あまりできていない D $\phi$ まったくできていない

□「指導体制」におけるチェック項目	Α	В	С	D
(1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。	11	ע		ע
(2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員				
間の共通理解を図っているか。				
(3) いじめ問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確				
立しているか。				
□「教育指導」におけるチェック項目				
(4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として				
許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。				
(5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、				
積極的に指導を行うよう努めているか。 - (c) 学生				
(6) 道徳、学級(ホームルーム) 活動、総合的な学習の時間等にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。				
(7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。				
(8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。				
(9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の				
注意を払っているか。				
(10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに、出席停止や警察との連携によ				
る措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。				
(11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っ				
ているか。				
(12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な措置を行っているか。				
□「早期発見・早期対応」におけるチェック項目				
(13)教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。				
(14) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。				
(15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。				
(16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。				
(17) いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を				
通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。				
(18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、				
警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。				
(19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。				
また、それは、適切に機能しているか。				
(20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になって				
いるか。 (21)教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育セ				
ンター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。				
(22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。				
□「家庭・地域社会との連携」におけるチェック項目				
(23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。				
(24)家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校(学級)通信などを通				
じて家庭との緊密な連携協力を図っているか。				
(25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめ				
の問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。				
(26) PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域				
ぐるみの対策を進めているか。				

## (7) いじめの態様と刑罰法規及び事例

いじめの態様(※)		刑罰法規及び事例
①ひどくぶつから	暴行	第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若
れたり、叩かれた	(刑法第 208 条)	しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
り、蹴られたりす		事例①:同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
る。	傷害	第 204 条 人の身体を傷害した者は、1 5 年以下の懲役又は5 0 万円以下の罰金に処
	(刑法第 204 条)	する。
		事例①:顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
②軽くぶつかられ	暴行	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若
たり、遊ぶふりを	(刑法第 208 条)	しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
して叩かれたり、		事例②:プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
蹴られたりする。		
③嫌なことや恥ず	強要	第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫
かしいこと、危険	(刑法第 223 条)	し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した
なことをされた		者は、3年以下の懲役に処する。
り、させられたり		2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、
する。		人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。
		3 前2項の罪の未遂は、罰とする。
		事例③:断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。
	強制わいせつ	第 176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者
	(刑法第 176 条)	は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行
		為をした者も、同様とする。
		事例③:断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
④金品をたかられ	恐喝	第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。
る。	(刑法第 249 条)	2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同
		項と同様とする。
		事例④:断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
⑤金品・持ち物を	窃 盗	第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万
隠されたり、盗ま	(刑法第 235 条)	円以下の罰金に処する。
れたり、壊された	00 i/ la i+ 64	事例⑤:教科書等の所持品を盗む。
り、捨てられたり	器物損壊等	第261条 前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊
する。	(刑法第 261 条)	及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又
		は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。
@14 94, 1 94, 2	森、冶	事例⑤:自転車を故意に破損させる。
⑥冷やかしやから	費 迫	第222条 生命、身体、自由、名誉、又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅
かい、悪口や脅し	(刑法第 222 条)	道した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
文句、嫌なことを		2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫
言われる。		した者も、前項と同様とする。
		事例⑥:学校に来たら危害を加えると脅す。 第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわ
	名言毀損、侮辱 (刑法第 230 条、	第 230 余 公然と事実を摘示し、人の名言を毀損した看は、その事実の有無にかかわ   らず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
	第 231 条)	2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなけ

		れば、罰しない。
		4014、前じなど。   第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。
		事例⑤:校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、
0 1 11 11	#	うざい、などと悪口を書く。
⑦パソコンや携帯	脅 迫	第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫
電話等で、誹謗中	(刑法第 222 条)	した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
傷や嫌なことをさ		2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫
れる。		した者も、前項と同様とする。
		事例⑦:学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
	名誉毀損、侮辱	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわ
	(刑法第 230 条、	らず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
	第 231 条)	3 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなけ
		れば、罰しない。
		第 231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。
		事例①:特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて
		「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
⑧パソコンや携帯	児童ポルノ提供	第7条 (略)
電話等で、誹謗中	等(児童買春、児	2~3 (略)
傷や嫌なことをさ	童ポルノに係る	│ │ 4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年
れる。	行為等の処罰及	以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併料する。(略)
	び児童の保護等	5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入
	に関する法律第	し、又は本邦から輸入した者も、同項と同様とする。(略)
	7条)	6 (略)
	. /(/	・ 、
		する。
※いじみの能性は		7 - 0
※いしめの態味は、	「冗里生使の问題付!	動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目で分類している。

- 24 -

## いじめ問題対応マニュアル

